



防災・消防

防災

災害に備える

災害から自分の身と家族の安全を守るために、事前の準備と災害への予備知識及び対応策の確認が何より重要です。まずは家からの避難場所、避難経路、はぐれた場合の集合場所・連絡網を確認しておきましょう。

また、被災時に我が家で必要な非常用品の中身を検討し、備えておくことも肝心です。

もしものときに備え、正しく安全に行動できる準備を日頃から心がけておきましょう。

非常持ち出し品の準備

懐中電灯

できれば1人に1つずつ用意。予備の電池も忘れずに。



携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方が聴けるもの。予備の電池は多めに用意。



非常食・水

カンパンや缶詰など、火を通して食べられるものを。水はペットボトルが便利。乳幼児がいる場合には粉ミルクなども忘れずに。



救急医薬品

キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など。持病のある方はその病気の薬(お薬手帳のコピーなども)。



貴重品

現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証など。現金は10円硬貨も(公衆電話の利用に便利)。



その他

ヘルメット(防災ずきん)、衣類(上着・下着)、タオル、ティッシュ、軍手、ライター(マッチ)、ろうそく、生理用品、ナイフ、缶切り、栓抜き、ビニール袋、紙おむつやほ乳びんなど。



防災・消防

<非常備蓄品(一人分)>

- 飲料水、水(3リットル×3日分)
- 食糧(缶詰、カップ麺、米など4~5食分)
- 下着(2~3着分) □衣類
- 水の確保

飲料水としては、1人1日あたり3リットルの水が必要といわれています。「洗う」「消す」「トイレに流す」などいろいろなところで使う必要がありますので、お風呂の水を常時、溜めておくことも有効な対策といえるでしょう。

※1人最低3日分は用意しておきましょう。

※非常時用備蓄品は年に一度は賞味期限等をチェックして、新しい物に交換しましょう。

<家族で話し合いましょう> (【】にご記入ください)

身近で起りうる災害の種類【】

家族の避難場所【】

もしもの場合の集合場所【】

緊急連絡先【】

警察への急報 110番

火事・救助・救急車 119番

海の事件・事故の通報 118番

総務課 ☎998-2200

▶ご存じですか?災害用伝言ダイヤル「171」

地震や豪雨などによる災害が発生し、電話がかかりにくい状況になった場合、安否確認の伝言を登録できるサービスです。

局番なしの「171」をダイヤル後、ガイダンスに従ってご利用ください。

事前の登録は不要なので、災害時は誰でも利用することができます。

▶災害被害を少なくする「自助」「共助」

「災害はひとごと」と思っていないですか?

災害は、いつどこにやってくるかわかりません。平成23年3月11日、マグニチュード9.0[気象庁観測史上最大]の巨大地震が発生し、東日本を中心に基大な被害をもたらしました。この巨大地震により発生した津波では、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部において多くの尊い命が失われました。

大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、わたしたちの日ごろの努力によって減らすことができます。

行政による「公助」はいまでもありませんが、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。ただし、身のまわりの人を助けるには、まず、自分自身が無事でなければなりません。「自助」があつての「共助」です。

災害が起きてからでは間に合いません。普段できていないことを災害時に行なうことはできません。

平時から、「自分でできること」、「家族でできること」、「ご近所と力を合わせてできること」などについて考え、いつくるかわからない災害に備えておくことが大切です。

▶津波はどうしておこる?

津波は、多くが海底でプレート境界型地震がおきたときに海底がもちあがったり、しづみこんだりすることでおこります。

津波のこわいところは、スピードがものすごく速いということです。震源地が近い場合、ジェット機なみ(秒速約200m)の速さで進むこともあります。したがって、津波情報が発表される前にやってくることもあります。海や川(河口部)のそばにいて地震を感じたら、ゆれが小さくても、とにかくすぐに高いところへ逃げることが大切です。

▶津波から避難する3つのポイント

①地震の揺れの程度で自ら判断しない

津波の危険地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先にしましょう。



②避難には車を使わない

原則として、車で避難するのはやめましょう。東日本大震災の地震直後、沿岸部各地では避難しようと車で渋滞が発生。被害を大きくしました。



③“遠く”より“高く”に

すでに浸水が始まってしまった場合などは、思うように避難できないことが予想されます。そんな場合は、遠くよりも高い場所などに逃げ込みましょう。



台風に備えよう

常に最新の台風情報を！

沖縄地方の自然災害で最も大きいのは台風による災害です。台風による主な災害には、風害、水害、高潮害、波浪害などがあります。台風は沖縄地方に近付くころ最も勢力が強くなったり、移動する速さが遅くなったりするため、沖縄地方では長い間台風の影響を受ける場合があります。テレビやラジオで気象台が発表する注意報・警報・気象情報を利用するとともに、気象庁のホームページなども活用してください。

●台風が来る前に①ベランダや庭に置かれている飛び散りやすい物は、早めに片付ける。②長く伸びている枝葉を切る。③懐中電灯や携帯ラジオ、食料、飲料水などを準備し、停電や断水に備える。
※集合住宅では、停電が発生した場合、ポンプが停止し、断水となる事もあります。お風呂の水を、溜めておくことも有効な対策の一つです。

避難勧告等について

避難勧告等は、大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に、避難を呼びかけるために行うもので、右の3種類があります。

土砂災害等の発生する恐れがある場合は、災害が発生する前に安全な場所に避難されるようお願いします。

また、災害の状況によっては、屋外への避難がかえって危険な場合もありますので、その際は、上の階への移動など、屋内での安全確保に努めてください。

●「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るために最善の行動をとってください。

不発弾に関して

工事現場などで不発弾と思われるものを見付けたら、触らず、動かさずに速やかに最寄りの交番・警察署に通報してください。海中の場合は、最寄りの

●台風が近づいたら①危険な場所に近づかない。②台風の動きに応じて注意報や警報などが発表されるので、最も新しい情報を利用し、不要不急の外出を控える。

●無理は禁物

洪水などにより避難路が浸水している場合は、無理に避難をせず、自宅2階や高い所で救助を待ちましょう！自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

豪雨災害に備えて

●局地的大雨から身を守る！

近年、局地的な大雨により、河川や排水溝などの思わぬ場所で急激な増水(鉄砲水)被害が発生しております。これら急激な増水を事前に予測することは困難ですが、「付近に黒い雲があり周辺で大雨が降っている」、「周辺で雷鳴が聞こえる」などの現象を確認した場合、上流で雨が降っている可能性がありますので、河川や排水溝などの場所から直ちに離れましょう。

また、このような状況下で、子どもたちが河川付近などで遊んでいる場合は、地域で声を掛け合い、子どもたちを危険から守りましょう。

●大雨や洪水などの警報と注意報について

警報は重大な災害が起こるおそれがある場合、注意報は災害が起こるおそれがある場合に発表されます。これらの警報・注意報は、市町村ごとに発表されます。その他、豪雨や長雨によって土砂災害の危険性が高まった場合には、「土砂災害警戒情報」が発表されます。

※市町村ごとの警報・注意報の発表状況は、気象庁ホームページで確認することができます。



防災・消防

①避難準備・高齢者等避難開始

(人的被害の発生する危険性が高まった状況)

- 避難するのに時間がかかる要配慮者の方などやその支援者は避難を始めます。
- 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めます。



②避難勧告

(人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況)

- 全ての住民は避難所など安全な場所に避難を始めます。



③避難指示(緊急)

(人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況)

- 避難中の住民は直ちに避難を完了してください。
- まだ避難していない住民は直ちに避難します。



万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動を取ります。

機関名	所在地	電話番号
八重瀬町役場	八重瀬町字東風平1188	998-2200
島尻消防本部	南城市玉城字屋嘉部194	948-2512
糸満警察署	糸満市西崎1-4-2	995-0110

海上保安署または海上保安本部まで連絡してください。



消防

応急手当講習について

島尻消防本部警防課 ☎948-2512

消防本部では、救命講習(心肺蘇生法、AEDの使用など)の指導を行っています。毎月1回月例救命講習を行っています。(毎月第3土曜日14時~17時)詳しくは島尻消防本部までお問い合わせください。

●応急手当講習の種類

- ①上級救命講習(8時間)
- ②普通救命講習Ⅰ(3時間)
- ③普通救命講習Ⅲ(3時間)
- ④入門コース(90分)
- ⑤普及員救命講座(8時間×3回)

各種証明書の発行

▶救急搬送証明書

申請は本人または、ご家族でお願いします。それ以外の方(保険会社関係)の場合は委任状を持参してください。申請時に認印が必要になります。

▶り災証明(火災にあった事実証明)

申請は世帯本人または、ご家族でお願いします。それ以外の方(例:不動産業者、保険会社関係)の場合は委任状を持参してください。申請時に認印が必要になります。

救急車の適正利用のお願い

近年の救急出場では、軽い怪我や緊急性のないものによる救急要請が増加の傾向にあり、救急車で搬送された傷病者のうち、軽症患者が全体の半分以上を占めています。

そのために、命の危険がある重症患者への救急対応が遅れることが懸念されています。

真に緊急を要する方のために、救急車の適正な利用をお願いします。救急車や救急医療は限りある資源です。みんなで上手に利用し、救急医療を安心して利用することのできる社会を目指しましょう。

通報

▶火災

どんな小さな火災でも、発見したら大声で知らせて協力を求めて通報してください。

●通報の際に、通信員が次のことを伺いますので落ち着いてお答えください。

- ①現場の住所又は場所・目標になるもの
- ②何が燃えているのか
- ③逃げ遅れはいるか
- ④あなたの名前・住所・電話番号

▶救急

重大な病気やけがの場合には、ためらわずにご利用ください。

島尻消防本部総務課 ☎948-2512

●通報の際に、通信員が次の事を伺いますので落ち着いてお答えください。

①現場の住所又は場所・目標になるもの

②けが人や病人・事故などの状況

③あなたの名前・住所・電話番号

※場合によっては、応急手当をお願いすることもあります。

消火器の使い方

島尻消防本部予防課 ☎948-3052

▶初期消火

「小さな火」のうちに消す、これが、初期消火です。

「小さな火」とは、壁やふすまなどの立ち上がり面から上方へ燃え広がって天井まで移っていない火事のことです。出火して間もない火事は、まだ手に負える、勝負のできる火事です。

手分けして、機敏に消火器を使用したり、水をかけて消火しましょう。

①安全栓を引く



②ホース又はノズルを火元にむける



③レバーを強く握る



▶消火器の使用期限は概ね10年です。

個人住宅には、消火器の法的な設置義務はありませんが、住まいの安全性向上のために消火器を設置することをお勧めしています。

住宅用火災警報器について

島尻消防本部予防課 ☎948-3052

▶消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられました。

新築 平成18年6月1日から

既存 平成23年5月31日迄に設置完了

▶感知器の設置場所は?

寝室 普段就寝している部屋。子供部屋などでも就寝に使用される場合は設置します。

階段 寝室が存する階の階段上部

※その他各消防設備の設置基準等については、島尻消防本部予防課までお問い合わせください。

自衛消防隊・防火管理者

島尻消防本部予防課 ☎948-3052

収容人員30人以上の映画館、店舗、レストラン、ホテル等、収容人員50人以上の学校、共同住宅、工場、事務所等は、防火管理者の選任と自衛消防隊を結成しなければなりません。

